



平成27年10月30日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成27年10月7日に公布・施行された、「平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、茨城県常総市の区域を対象として、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の措置を追加する政令が、10月27日に閣議決定され、本日（10月30日）公布・施行されました。

### I 激甚災害（局激）の追加指定と適用措置

茨城県常総市<sup>じょうそうし</sup>の区域を対象として、次の措置が適用されます。

- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）  
事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行います。

### II 被害額と基準額

#### 中小企業関係

※ 10月9日時点

#### <局激>

市町村名	中小企業関係被害額	局激基準額
茨城県 常総市	169.7億円	103.3億円

（参考：局地激甚災害指定基準）

次に該当する災害（但し、基準に該当する市町村の被害額の合計額が5千万円を超えることが要件）

市町村内の中小企業関係被害額  
（被害額が1,000万円未満のものを除く） > 当該市町村の  
中小企業所得推定額 × 10%

※ 中小企業関係の特例については、局激についても、指定の判定基準が査定事業費ではなく被害額であり、激甚災害指定が行われないと融資等の特例措置が受けられないことから、指定基準を満たせば、災害発生後速やかに激甚災害指定を行っている。

### III スケジュール

10月27日（火） 閣議決定  
10月30日（金） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）付 小川、小泉、阿部  
03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

政令第三百七十号

平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第一百五十号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十七年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表の下欄中「福島県南会津郡南会津町及び大沼郡昭和村の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する」を「次に掲げる市町村の区域に係る激甚災害にあつては、それぞれに定める」に改め、同欄に次のように加える。

イ 福島県南会津郡南会津町及び大沼郡昭和村 法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

ロ 茨城県常総市 法第十二条に規定する措置

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○ 平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令  
 (平成二十七年政令第三百六十一号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案		現行	
<p>激甚災害</p> <p>平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる市町村の区域に係る激甚災害にあつては、それぞれに定める措置            イ 福島県南会津郡南会津町及び大沼郡昭和村 法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置            ロ 茨城県常総市 法第十二条に規定する措置</p>	<p>激甚災害</p> <p>平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに福島県南会津郡南会津町及び大沼郡昭和村の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。